

エチオピア政策対話
第 14 回出張報告

2013 年 1 月 31 日
GRIPS 開発フォーラム

<日程> 2013 年 1 月 13 日～1 月 18 日(会合日時)

<参加者>

GRIPS 開発フォーラム: 大野健一、大野泉

JICA 本部: 産業開発・公共政策部民間セクターグループ 齊藤幹也課長(産業貿易第一課)、
本間徹国際協力専門員、石亀敬治主任調査役(産業貿易第一課)、渡辺佑子(インハウス
コンサルタント、デベックス)ノアフリカ部 中谷美文副調査役(アフリカ第二課)

在エチオピア日本大使館: 岸野博之大使、大久保雄大公使参事官、白石喜久書記官、小森
大育書記官

在エチオピア JICA 事務所: 大田孝治所長、中川淳史次長、及川美穂企画調査員、フェカドウ
氏

(加えて JICA 招聘で、マレーシア投資開発庁(MIDA)戦略企画局のシバスリヤムルティ・ス
ダラ・ラジャ次長がエチオピアに出張)

<概要>

前回 2012 年 8 月の我々のエチオピア訪問の直後、メレス首相が逝去された。この出来事はエチ
オピア国民にとって大きなショックであったが、政治的トランジションはスムーズに進み、ハイレマ
リアム・デサレン副首相兼外相が国会の承認を得て新首相に就任した。メレス首相は日本(JICA、
GRIPS)にカイゼンと政策対話からなる二本立ての支援を要請し我々の知的支援の契機となった
方であり、また三層(首相・閣僚・実務レベル)からなる我々の政策対話のトップ・パートナーであっ
た。ハイレマリアム新首相は、政策的には DD、ADLI、GTP および工業化の諸戦略を含むメレス路
線をすべて引き継ぎ、それらを遂行かつ発展させることを宣言している。ただしその実施メカニ
ズムについては、経済に関する既存の各種国家委員会を束ねる最上位の「国家経済委員会」の創
設(準備中)および副首相 3 名(正式 1 名、副首相ランク閣僚 2 名)による政策「クラスター」の分業
開始という新しい形が確認された。

第 2 フェーズ第 3 回となる今回の政策対話では、まず新首相に、我々がこれまで実施してきた政
策対話をこれからも予定通り継続することについての明確な承認をいただくことが第一の目的で
あった。これは首相との面会を通じて実現した。その上で、閣僚レベルのハイレベルフォーラム
(HLF)では、新たなテーマとして外国直接投資(FDI)政策をとりあげた。これは、前 2 回で議論した
輸出戦略がチャンピオン商品の発掘を中心とする実施段階に移行したことから、それと密接な関
連をもつ FDI 誘致政策へと議論の scope を拡大発展させたという意義をもつ。これについても、
輸出戦略と同様、エチオピア政府の強い関心を惹起し、第三国(マレーシア)の実務的専門家を
動員し、議論の一部をアクションにつなげていく道筋も見えはじめたという点において、十分な成
功をおさめたといえよう。また、現在進行中の新投資法の施行およびエチオピア投資庁(EIA)の
再編強化についても、当方の意見や懸念をエチオピア側に伝えた。

以上のほか、EIA、農業省(MOA)、エチオピア開発銀行(DBE)、エチオピア・カイゼン機構(EKI)、

国際金融公社(IFC)、国際通貨基金(IMF)との意見交換、エチオピアン・スチール社および東方工業団地(Eastern Industry Zone、中国民間)の訪問、公務員大学からの要請による日本経済史講義(工業化過程を中心に、大野健一担当)を実施した。なお今回は、経済担当新副首相、新外相および世界銀行代表との面会は実現しなかった。

1. 新体制の政策組織

今回は、昨年8月20日のメレス首相の急逝後、新首相に就任したハイレマリアム首相(前副首相兼外相)のもとでの最初の産業政策対話となった。後述するように、ハイレマリアム首相、ヌワイ首相経済顧問、マコネン工業大臣をはじめとして、面会したいずれの政府首脳や実務者からも、現行の5ヵ年計画である「Growth and Transformation Plan (GTP) 2010/11-2014/15」は、与党EPRDFがコミットした開発ビジョンであり、首相が変わっても何ら変更はなく、その実施にむけて政府をあげて全力を注いでいくとの見解が示された。同時に、開発ビジョンや政策の内容は同じであるが、政策策定・実施モニタリング体制については、メレス前首相に集中していた政策機能の一部を副首相や担当大臣に委ねるなど、ハイレマリアム首相は以前よりも政策分業を重視し、運営面で独自のスタイルを導入しつつある¹。

具体的には、ヌアイ首相経済顧問やマコネン工業大臣からの説明によれば、経済政策全般については首相が主宰する国家経済委員会で協議するとともに、副首相を軸とした政策クラスターで詳細を検討する体制が構築されつつある²。今まで1名だった副首相を3名に増やし、①社会開発(教育、科学技術、労働・社会保障、保健等)、②経済財政(インフラ開発、金融、貿易、農業、工業等)、③ガバナンス(司法、汚職防止、人権保護等)の3つのクラスターを軸とする政策実施調整を行う体制を敷くことになる。各クラスターは担当副首相が主宰し、必要に応じて関係閣僚が協議を行う。①はデメケ教育大臣、②はデプレツィオン情報通信大臣、③はムクタル公務員大臣が、それぞれ副首相の立場から統括する³。これらの上位にあって首相が主宰する国家経済委員会(年4回程度開催)は、GTP実施をモニタリングし必要な政策調整を行うことになる。ゆえに、GTP策定を調整した財務経済開発省が同委員会の事務局を務める予定である。国家経済委員会の設置は既に閣議で承認されており、近い将来その詳細が明らかになる見込みである(ヌワイ首相経済顧問は全閣僚が参加する可能性を示唆)。例えば、工業省が担当する政策については、まず経済財政クラスターの関係閣僚で検討し、その後、国家経済委員会で審議することになる。なお、既存で月例の国家輸出管理委員会やマクロ経済会議は引き続き首相が主宰する一方、経済ビジネス外交国家調整委員会は外務大臣、幾つかのテーマ別会合(例えばインフラ会合)は副大臣が主宰する。首相が統括する単一かつ最上位の国家経済委員会というアイデアは我々が政策対話第1フェーズで提唱したものであるが、それが実現した可能性がある。ただし、国家経済委員会(首相主宰)、クラスター(副首相が主宰)、担当省庁(大臣レベル)という三層構造の政策調整メカニ

¹ ヌワイ首相経済顧問は、個人的見解であるがと断ったうえで、これは首相一極集中を特徴とした民主主義開発体制(DD)の第1フェーズから、政権内で政策分業を行う第2フェーズへの移行とみなすこともできるとした。あるいは、指導者個人の資質に依存する開発主義から制度化された開発主義へのシフトともいえようか。

² 本パラグラフの内容は、我々が首相経済顧問とマコネン工業大臣から受けた説明にもとづくが、1月27日付け新聞(Fortune)は、国家経済委員会の議長は首相ではなく、デプレツィオン情報通信大臣(経済財政クラスター担当の副首相)が務めること、メンバーとして、ヌアイ首相経済顧問、スフィアン財務経済開発大臣が選出されており、マコネン工業大臣件もメンバーとなる可能性が高いことを報道している。また、同委員会を支えるテクニカルチームも結成される予定とのことである。国家経済委員会の詳細は、近い将来に明らかになると思われる。

³ 憲法上では副首相は1名と定められており、正式の副首相はデメケ教育大臣である。他の2大臣は副首相ランクと位置づけられている。

ズムが実際にどのように機能するか、副首相が果たす役割や裁量の範囲・程度などは、今後より明確になるだろう。これは我々が首相経済顧問とマコネン工業大臣から受けた説明にもとづくが、1月27日付け新聞記事(Fortune)は、国家経済委員会の議長は首相ではなく、デブレツィオン情報通信大臣(経済財政クラスター担当の副首相)が務めること、またメンバーとして、ヌアイ首相経済顧問、スフィアン財務経済開発大臣が選出されており、マコネン工業大臣件もメンバーとなる可能性が高いと報道している。国家経済委員会の詳細は、近い将来に明らかになると思われる。

ヌワイ首相経済顧問によれば、エチオピア政府はGTPの中間レビューを近い将来に実施する予定である。GTPは2010年10月に策定され、2年半が経過した今年にレビューが必要である。さらに次期5カ年計画策定にむけてシンクタンク(entity exclusively focusing on planning)の設置を検討中とのことである。また、GTP進捗に関しては、輸出実績が目標値(毎年20%増)に達していない点への懸念が示された。これに政府としてどう対処するか——追加政策を導入し成長加速を図るか、目標を引き下げるか、世界不況などの外的要因のためとして未達成を許すかなど——はセンシティブな問題であり、今のところ未定ということであった。

2. 新投資法とエチオピア投資庁(EIA)

エチオピア法は大陸型成文法と英国型慣習法の混合であり、投資に関する法令は、議会の承認を必要とするproclamation(以下、法律)と閣議決定で実施細則を定めたregulation(以下、規則)からなる(この下に省令もあり)。昨年改定された投資法は、2012年9月17日付のInvestment Proclamation 769/2012と、2012年11月23日付Council of Ministers Regulation on Ethiopia Investment Agency Reestablishment 269/2012および2012年11月29日付のCouncil of Ministers Regulation on Investment Incentives and Investment Areas Reserved for Domestic Investors 270/2012の2つの規則から構成される。

EIAの説明によれば、新投資法のハイライトは以下のとおり。なおこの改定は、アジア・アフリカ13カ国をベンチマークしたのちに打ち出されたものという。

第1に、EIAは強化されたノンストップ・サービスを提供する。投資ライセンスに加えて、外資登記およびアフターケアを充実し「利潤のエチオピアへの再投資を促進する」。他省庁にかわって、製造業の輸入関税免除、文書証明、商業登記・更新・追記・取り消しなどがEIAで行えるようになった。また「ハンドホールディング・サービス」⁴として、現在建物の3階にいる民営化・公営企業監督庁(PPESA)が退去したあとに、関連省庁の出張デスクを並べて投資家が1ヶ所で情報を収集し手続きが進められるようにする。ここに出張デスクを置かない省庁については担当機関に情報・回答を要請する。

第2に、外資が参入を許される分野について。エチオピアには、政府だけの業種、エチオピア企業だけの業種、政府との合弁のみ許される業種などが存在する。外資が進出できる分野は、これまでのネガティブリストからポジティブリストへと変更したうえで個別審査を行う。リストにないものは、外国人の投資は許可されない。これは、雇用・技術移転・資金などの価値を生まないFDIや法律

⁴ ハンドホールディング・サービスとは、輸出や新製品開発などに潜在性を示す企業を選別し、数年の期限を定めてあらゆる指導や支援を行い可能性を現実にするのであろう。1ヶ所で手続きを済ませることではなく、時間的次元を持つ手厚い支援のことである。

の抜け穴を利用する FDI を排除するためである。

第 3 に、外資進出における最低投資額が引き上げられる。たとえば、100%外資の場合は 10 万ドル以上から 20 万ドル以上へ、合弁の場合は 6 万ドルから 15 万ドルへ、など。

第 4 に、工業団地の枠組が変更される。工業団地の所有・開発は政府あるいは官民合弁によるものとする。官民合弁は特殊事情がある場合に限り、原則として民間デベロッパーは認めない。これは民間が顧客企業に高賃料を課すのを阻止するためである(後述の東方工業団地はそのような高賃料の悪例とされている)。ただし、政府保有の工業団地がマネジメント契約を民間と結ぶことは妨げない。経済特区・輸出加工区などは設けず、一般の工業団地のみを整備していく。現在建設中あるいは計画中の工業団地は、ボレラミ(韓国)、クリント(政府)、ディレダワ(中国)、コンボルチャ(インド)、アワサ(中国)などがあり、さらにバハルダール、ゴンダール、オロミアなどでも計画がある。

以上の改定点の評価は、以下の諸節を参照されたい。新投資法の変更理由はわからなくはないが、規制色が強すぎ、外資誘致のグローバル競争の流れから取り残されている感がぬぐえない。シンガポールのように有能な政府でないかぎり、政府による細かな目標や選択基準の導入は失敗する可能性が高いであろう。

なお鉱業・農業関係の外資進出は、大規模な土地開発を伴うため製造業やサービスの外資進出とは別に考えなければならない。鉱業はそもそも新投資法の枠外にある(鉱業省管轄)。ミッションは農業省のウオンディラド国務大臣とも意見交換したが、その概要は以下のとおり。

農業への投資はこの 3 年加速しているがまだ実行にいたった案件は少ない。これまでの累積投資は面積で 200 万 ha、案件数で 3~4 千だが、大規模開発は 25 件程度でありインドや湾岸諸国からが多い。小規模投資はエチオピア人(含ディアスポラ)による。これまでの経験を踏まえると、あまり巨大な開発は実現しないので、許可面積は当面 3 千 ha 以下とする(のちのフェーズで拡張するのはよい)。大規模投資については、GTP にしたがって、プライオリティを綿花、ゴム、パーム、砂糖きびの 4 つ(およびその裏作)に絞る。経済外交を通じてインド、中国、湾岸諸国、さらには南ア、イタリアなどの投資家を誘致している。我々ほどの国の農業投資も歓迎するが、我々の大使館が相手企業をきちんとスクリーニングできるのはそのくらいだ。大使館を通さず直接我々にアプローチする外資については、本省にて企業の実績やプロジェクトの F/S、土地選定、環境インパクトなどを慎重に審査しなければならない。リース契約の交渉や最低限のインフラ整備も必要だ。これには時間がかかる。今回 EIA がワンストップ・サービスを開始することになり、農業省も EIA にデスクを出すことになったので心配している。投資許可を速やかに出すためには、投資家が EIA に来る前にすべての準備を整えておかねばならない。そこで「エチオピア農業投資土地管理庁」の設置を考えている。そこが農業投資に向けた土地(「農業経済地域」)のリストを作成しておくことになる。これらは、第 1 段階で最低限のアクセスロード・通信・電力施設、第 2 段階で整地、環境アセスメント、第 3 段階で倉庫などを備えた指定地となる。ベニシャンゲル・ゴムズ州、ガンベラ州、南部諸州などを候補に考えている。これらはすべて広大な無住地で住民移転の心配はいらない。以上は他国にモデルがあるわけではなく、エチオピア独自の構想である⁵。なお農業改革庁(ATA)は別の

⁵ 我々のコメントは以下の 2 つ。第 1 に、EIA 再編によって農業省の出張デスクができて農業投資審査に時間がかかり農業省がその責任を負うことは変わらないので、それほど心配する必要はない。デスクでは初期の情報提

話だ。これは小農を対象に技術移転やバリューチェーン参加を支援する組織であり、大規模外資とはかかわらない。

3. ハイレマリアム首相との会見

新首相との面会は1月15日午後を実現した(約50分)。まず当方から、メレス首相の逝去をいたむと同時にハイレマリアム首相の就任と政策継続に期待を寄せていること、我々の政策対話の継続に対する同意をいただきたいこと、またテーマやモダリティーにつき修正意見があれば承りたいことを述べた。ハイレマリアム首相は、前首相に対する弔意に謝辞を述べた上で、政策については同じ政党の下ですべて継続されることを確約した。これは日本との政策対話も同様で、自分は副首相兼外相の時代からすでに日本との政策対話のパートナーであったし、これについては三層のモダリティーを含め、これまでどおり進めていただきたいと明言した。エチオピアが1人の有能な指導者を失ったことを除けば、すべてのことは一切かわらないと断言した。

当方からはカイゼン、輸出振興、FDI政策について現状をブリーフィングした。カイゼンについては、社会的な関心がますます高まり喜ばしいこと、JICAによるEKI支援は初期の段階で摩擦もあったがそれは当然であって問題を協力して克服することはカイゼン導入過程の一部であることなど。輸出振興については、すでにHLFでの2回の議論を終えて実施段階に入り、チャンピオン商品創出のためのタスクフォースがまもなく活動を開始することなど。我々にとって新テーマであるFDI政策については、エチオピアはすでに経済外交、首脳・閣僚による積極的誘致、中印韓による工業団地建設、中国政府による工業団地管理支援(予定)などの努力がすでに見られるが、さらなる強化の余地は大きいことを述べた。また昨年承認された新投資法については、ワンストップ・サービスに向けての第一歩を踏み出したことは評価できるが、まだ先は長く、また懸念事項として、①工業団地を国営で管理運営しようとしていること、②FDIの許可業種をネガティブリストからポジティブリストにかえたこと、③FDIの最低資金規模の引き上げ(たとえば100%外資は10万ドルから20万ドルへ)により外資中小企業の進出が困難になることの3点をあげた。

ハイレマリアム首相は、FDI政策に関してわが国はまだ学習過程にある初心者にすぎず、正しい路線をたどっているのか、今の政策がよいのか悪いのかについて自信がないと述べた。法律はかえられるものだから、現在の投資法がよくないならば政府がかえればよい。黒猫でも白猫でもねずみをとればよい[個別政策には固執せず投資促進という実がとればよい?]。投資法については、自由で率直なディスカッションをしていただきたいとのことであった。大野健一が、政策を柔軟に変えるのはよいが将来の不確実性の増加は投資家を混乱させないかと尋ねたところ、改正は大多数の投資家にとりよい方向で行うので問題はないとした。

FDIの最低資金規模を引き上げたのは、中小企業部門はエチオピア企業が担当しFDIは大中企業を導入しようと以前は考えていたが、今は外資中小企業でもクリエイティブな企業があると認識した(ボーイング社も高品質部品を多数の中小企業に依存するなど)。ゆえに外資中小企業の進出は、価値を創造し技術移転を行うという条件を満たせば認めてもよい。工業団地については誤解があり、わが国は国営で建設管理しようと望んでいるのではなく、むしろ民間デベロッパーの方

供やアボトリを支援すればよいであろう。第2に、投資家が来る前に指定地のリストをそろえておく必要もないであろう。工場建設と異なり、大規模土地開発は投資家と個別に交渉しインフラ等を整備するしかなく、工業団地のような既成の整備済みプロットは不要である。投資家が来る前に土地を準備してもおそらく無駄骨になるであろう。

がよいと私は考えている。だが民間を待ったが成果がなく、次に官民合併でやろうとしたが成功せず、やむなく政府管理で工業団地政策を進めるということだ。民間との連携がうまくいくのをゆっくり待つ余裕はエチオピアにはないということであった⁶。

ポジティブリストや FDI の禁止業種について、大野はグローバルな FDI 獲得競争の中で、初期の発展段階にある国があまりえり好みしたり制限的になることはどんなものかと尋ねた。首相は、エチオピア企業でもできる単純工程および情報通信・インフラ・金融・小売といったセンシティブ分野以外は自由化しているとした。情報通信でも禁止事項以外は FDI を受け入れるし、商業も卸売りは許可しているとの答えであった。

大野はさらに、FDI の積極誘致により、これまでエチオピアが手厚く育ててきた現地企業(とりわけ皮革・繊維部門)が、経営・資金・技術・市場などあらゆる点において圧倒的な外資企業の進出により衰退するリスクをどう考えるかと問うた。これに対し首相は、我々はエチオピア企業を業種別・カイゼン等のインスティテュート、外国との協力・合併などを通じて支援してきた。それでも外資に圧倒されて泳げずおぼれてしまうならばそれはどうしようもない(If we can't compete, we die)。建設資材の取引や輸出入で設けている企業を製造業に向かわせたい。理工系大学の比率を7割にするのも、中小企業を大中企業へと押し上げるためである。さらに「国内民間部門転換庁」の構想を考えている、これについてはマコネン工業大臣に聞いてほしい⁷。競争は絶対に必要で、政府はそれに勝ち抜くための支援は惜しまないが、すべての企業が生き残れなくても仕方がない。重要なのは技術・技能を学び競争に立ち向かっていくマインドである、とのことであった。首相の考え方は立派であり経済学的にも非の打ちようがない。ただ、政策スタンスとしては正しいが、実際に外資との競争で大部分あるいは全部の国内企業が破綻することになれば政治的には別の話になる。原則論は堅持しながら、国内企業の現在の対外競争力を正しく診断し、少数の優良企業に支援をさらに集中することも必要ではないか。そのための情報収集・分析、政策検討などの準備を始めることは重要であろう。

最後に首相は、ぜひオープンで率直な政策勧告をしていただきたい、FDI 政策もワンストップ・サービスなど導入してもすぐには機能しないであろうから、未解決の課題を指摘していただきたいと述べた。当方からの時間はかかるというコメントに、以前は1年以内に政策は効果を持ちうると考えたが今は即効薬はないことを十分理解しているとした。

新首相との議論を終えての大野健一の個人的印象だが(副首相時代に面会したことはある)、ハイレマリアム氏は対話における真剣さ、具体性、率直さ、および当方のぶしつけな質問に対しても誠実に答えていただけるなどの点において、メレス首相との議論を髣髴させるものがあった。論点

⁶ 民間や官民合併がうまくいかないというのは、中国民間による東方工業団地やインド担当のコンボルチャ工業団地の進捗が遅い、入居企業が少なくというようなことをさすのか、よくわからなかった。通常は新設の工業団地がすぐ満杯になることはありえず、成功しても徐々にうまるのであり、まったく成功しない工業団地も多い。投資環境がきわめて未熟なエチオピアで、最初の数ヶ所の工業団地の進捗が遅いというだけで失敗と断ずるのは性急にすぎよう。むしろ官民連携を通じて努力を重ね、問題点を1つずつ解決する態度が求められるのではないか。

⁷ 国内民間部門転換庁(Domestic Private Sector Transformation Agency)は、農業部門でゲイツ財団の支援で提言・設置された農業改革庁(Agricultural Transformation Agency)を意識しているものと思われる。しかし、翌日マコネン工業大臣に直接尋ねたところ、そういう話は出ているが具体的な内容やモダリティーは何も決まっていない、目標も、おそらく少数のエクセレント・カンパニーを育てるものではないかと思うが私も推測するのみであるとのことであった。アーメド顧問はその構想は聞いたことがないとのことであった。国内民間部門転換庁の構想は首相の思考が先行しているように思われる。ただし、日本大使館からは UN 機関から提案が出ているとの情報があった。

や主張も似ていたし、時間制限の割には充実した内容でもあった。国家元首のスタイルには千差万別ある中で、ハイレマリアム氏がこれほどメレス氏のスタイルを踏襲しているのは、20 年余にわたるメレス氏の指導を閣僚たちがじかに見ており、自然とそれが規範になっているのではないかと思われた。なおヌワイ顧問からは、毎年 1 月中旬は AU 総会をはじめとする外交的日程が立て込むため、ハイレベルとの面会設定が一般的に難しいとの忠告があった。将来は、この時期を避けて政策対話を開催することも検討したい。

4. ハイレベルフォーラム (HLF)

今回の HLF は FDI 政策をテーマとして、1 月 16 日午前にシェラトンホテルで開催された。オープニングにおいて、マコネン工業大臣は、FDI は資本・技術・市場・農業とのリンクの提供を通じて工業化・産業構造転換に貢献すること、エチオピアは繊維・化学・金属など一部の分野で FDI を誘致しているが規模・速度・質が不十分なこと、投資法改定や EIA 再編が進行中であることを述べた。岸野大使は、過去 2 回の輸出政策の議論に続いて今回は投資政策を検討すること、インフラや人的資本の強化、8 工業業種推進などにおいて FDI は重要な役割を果たすこと、FDI と現地企業をリンクさせあるいは技術のスピルオーバーを促すには受入れ国政府の政策支援が不可欠なことを強調した。斉藤課長は、輸出振興(チャンピオン商品アプローチ)のフォローアップの進捗状況を報告し、新投資法と EIA 改革のもとで各スピーカーが知的貢献を行うことを述べた。

報告者は 4 名であった。まず工業省国務大臣顧問のアーメド氏は、FDI の受入れ状況を登録済・建設中・操業中の区別、業種、投資国などにつきデータを用いて報告した。また新投資法の概要も説明した。次に GRIPS の大野健一は、エチオピアは賃金上昇中の東アジアからの労働集約型軽工業の受け皿となるべく政策を強化すべきこと、日系 FDI の特徴、投資誘致は一般的環境改善に加えて個別にターゲットした勧誘・交渉が必要なこと、悪質な FDI に対してはスクリーニングを適切に行うこと、ワンストップ・サービスの具体例、新投資法および EIA 改革に対するコメント(首相との対話に同じ)などを述べた。マレーシア投資開発庁(MIDA)のシバスリヤムルティ氏はマレーシア工業化の歩みと MIDA の機能を紹介したのち、マレーシアでは投資許可は無条件で認めるが(許可分野リストさえ存在しない)、税・関税の優遇措置に関してはポジティブリストを定め審査のうえ提供すること、小企業・現地企業・特に誘致したい企業には追加的優遇があること、MIDA は実施機関であると同時に政府に対する政策提言を行い、またモニタリングやフォローアップも充実していることを説明した(登録件数の 83%が実行される)。またサービス分野では自国企業が競争しうるスピードで漸進的に開放していること、受入れ業種を絞り始めたのはつい 2 年前であること、それまでは全業種に広く門戸を開放していたことを報告した。JICA 国際協力専門員の本間氏は、JICA の投資支援アプローチ(投資政策改革、投資促進機関の能力構築、投資環境改善)を説明し、ザンビアの Triangle of Hope (TOH)プログラム⁸のアプローチおよびザンビアの投資促進機関であるザンビア開発庁(ZDA)の投資促進能力強化、エジプト、COMESA、カンボジア、ルワンダ、エチオピア調査などを具体例として紹介した。

質疑においては以下のような議論があった。

投資の登録に比べてなぜ実行が少ないのか(登録件数の 15%のみ)、それを改善させる方策は

⁸ ザンビアの TOH プログラムは MIDA の元次官ジェガセサン氏がコンサルタントとなり、JICA が南南協力の要素も含め実施した包括的投資促進協力である。

何か。日本のハイエンド皮革企業に進出してもらうためには具体的にどんなアクションが必要か。アジア・欧米以外にアフリカ内の投資誘致は可能あるいは有意義か。FDI がエチオピアに行く貢献はどのように測定するか、その貢献をいかにすれば高められるか。FDI 許可分野のポジティブリストをなぜ不可とするのか。マレーシア投資政策における中央と地方の役割および FDI と現地企業のマッチング・技術移転政策は如何。エチオピアの工業団地が成果をあげていない理由は何か。

これらに対し、大野はマレーシアでは参入は原則自由、優遇措置はポジティブリストという点が興味深くエチオピアの政策とは大きく異なっていること、時代の流れに逆らうポジティブリストは投資家に悪い印象を与え誘致に悪影響を及ぼすことを主張した。シバスリヤムルティ氏は、マレーシアの投資政策は中央の MIDA が管理実施し、地方政府は用地に関してのみ優遇を打ち出せること、工業団地は一部の例外を除いて民営であること、マレーシアには 600 超の工業団地があるが国際基準を満たすのは十程度であるとした。さらに、外国企業の目的は技術移転ではなく利益追求であり、前者を望むならば受入国の責任において政策を導入すべきこと、MIDA 主導で現地企業の下請け・アウトソーシング能力を高める政策を昨年策定したこと、投資法は漸次改定してきたが基本路線は不動であること、また FDI に多様な要求を突きつける前にまず量的な FDI 集積 (critical mass) を実現すべきであることといった発言が印象深かった。

閉会の辞においてマコネン大臣が、MIDA の経験は実に興味深くわが国も MIDA と何らかの制度的協力 (institutional arrangement) を持つべきであると 3 回繰り返したことが印象に残った。また FDI スクリーニングは自分たちにとって新しいアイデアであること、大野教授の提唱する投資環境の全般整備と個別企業のターゲットの平行努力を通じた政策学習に賛同すると述べた。

5. 国際通貨基金 (IMF) と国際金融公社 (IFC)

ミッションは IMF 代表のマイケルセン氏、および世界銀行グループで民間企業への投融資を通じて民間セクター開発を促進する IFC の代表ラバラ氏と面談する機会をもった。エチオピア政府は IMF から資金支援をともなうプログラムをもたず、IMF との関係は 4 条協議 (全加盟国に義務づけられた、IMF による政策サーベイランス) と技術支援が中心になっている。後者については、マクロ統計、税制、公共財政管理、債務管理等に関する助言を、ワシントン D.C. 本部および東アフリカ地域拠点の専門家がやっている。マイケルセン氏は、エチオピア政府が野心的な開発目標を掲げてインフラ整備や教育投資に熱心に取り組んだ結果、この 5~6 年めざましい成長を遂げていることを評価したうえで、しかしながら成長は公共投資 (インフラ建設) 主導によるもので、マクロバランスの観点からは持続可能性が懸念されると述べた。特にインフレ問題、および公共事業を優先し民間セクターに資金が回らない事態が発生している点を憂慮していた。

IFC は 2000 年代初めにエチオピア事務所を閉鎖したが 2008 年から再開している。これは、90 年代のエチオピア政府は民間セクターに対し懐疑的であったが、近年になってよりオープンになったことによる。とはいえ、政府の民間セクターへの不信感はかなり根強く、エチオピアにおける IFC の活動は他のアフリカ諸国に比べて小規模にとどまっている。IFC は通常、民間セクター開発に関するアドバイザー業務と民間企業への投融資業務を行う。エチオピアでは、前者については官民対話フォーラムの設置・運営を支援し、工業省の担当部署と共同で事務局を務めているほか、官民対話フォーラムの枠組の中で投資環境に関する 이슈についてワークショップを通じた助言

(貿易ロジスティクス、投資ライセンス、ビジネス関連の税制など)、開発銀行の融資審査部に対する技術支援を行っている。一方、後者の民間企業への投融資事業については、政府の金融規制により IFC にローカルカレンシーでの融資活動が許されていないため、総額 70 百万ドルと限定的な規模にとどまっている(セメント、鉱業、コーヒー組合への融資など)。エチオピアの投資環境上の課題は少なくないが、IFC 自らが政府と対話するのではなく、世銀に問題点を伝え、世銀経由で政府に指摘してもらっているとのことだった。

今回、世銀との面談は叶わなかったが、世銀が昨年 2012 年 8 月末に理事会に諮った対エチオピア支援戦略によれば、今後 3 年間に競争力強化・雇用創出プロジェクト、競争力強化を目的としたセクター財政支援、また IFC と連携して投資環境改善支援を予定している模様である。さらに、Programmatic Knowledge Service (PKS) として、年 2 回の頻度で経済政策に関し、エチオピア政府の関心事項に応える機動的な知的支援を始め、既にマクロ経済アップデート、中国の FDI 企業調査にもとづくエチオピアの投資環境分析等について、政府のみならずドナー関係者にも情報発信・共有している⁹。これは 2012 年 1 月に就任した世銀の新所長(カントリーダイレクター、Guang Zhe Chen 氏)のイニシアティブと思われる。また、世銀アフリカ地域が 2012 年に発表した「アフリカにおける軽工業(Light Manufacturing in Africa)」¹⁰と題する報告書は、人件費高騰に伴い中国やベトナム等の東アジア諸国から他国・地域へ産業シフトが起こりつつあること、さらにはサブサハラアフリカの中でとくにエチオピアに焦点をあてて、軽工業を誘致する可能性および投資環境上の課題を分析している。世銀の産業分野におけるこのような新しい動きや政府との対話志向は従来より積極的であり、これからの展開が注目される。

6. その他

<エチオピア開発銀行(DBE)>

DBE は政府が高いプライオリティをおく開発事業に中長期の信用を供与する公的金融機関(政府が資本拠出)で、現在は GTP でターゲットされた農業の商業化、農産品加工、製造業、資源プロジェクトの 4 分野の事業を中心にファイナンスを行っている。アジスアベバに本店をおき、全国に 5 つの地域事務所と 32 支店がある。担保はとらず、借り手企業(クライアント)が 3 割を拠出し、残る 7 割を DBE が融資するというプロジェクト・ファイナンス手法をとっている。融資条件は、最大で返済期間 20 年、猶予期間 5 年であるが(植林のような懐妊期間が長い事業の場合)、製造業の場合は通常、返済期間 10 年以下、猶予期間 3 年とのこと。金利は年率 8.5%と国内で最も低い(ちなみに世銀によれば、インフレ率は 2011 年で 33%、2012 年 10 月時点で 15.8%)。

資金調達については、エチオピアの開発事業においては DBE 債を発行し(民間銀行は融資実行の 27%に相当する額の DBE 債購入が義務付けられている)、他に海外の開発金融機関の支援をうけてファイナンスする事業もある(中国開発銀行、欧州投資銀行(EIB)、世界銀行、アフリカ開発銀行等)。中小企業向けの金融は限定的で、中国開発銀行からの支援が中小企業を対象に含む

⁹ “Ethiopia Economic Update: Overcoming Inflation, Raising Competitiveness,” November 2012, Africa Region; “Chinese FDI in Ethiopia: World Bank Survey,” November 2012, Africa Region (2012 年 12 月 13 日にアジスアベバで世銀が行った発表資料)。

¹⁰ *Light Manufacturing in Africa: Targeted Policies to Enhance Private Investment and Create Jobs*, Hinh T. Dinh, Vincent Palmade, Vandana Chandra, and Frances Cossar, Africa Development Forum Series, The World Bank, 2012.

ほかは、ドナー資金によるマイクロファイナンス機関への支援(RUFIP:IFAD、アフリカ開発銀行等が資金拠出¹¹⁾)に限られている。クライアント企業の内訳は、外国企業が18件、国内企業が59件で、中小企業は地域事務所が担当する(1,500万ブルまで)。外国企業には、エチオピア最大の縫製企業であるトルコ系のAYKA(従業員8,000名、輸出に貢献)、花卉関連の企業が含まれる。融資総額150億ブルのうち、112億ブル(約4分の3)が外国企業向けである。

<東方工業団地>

東方工業団地(Eastern Industry Zone、中国語で東方工業園)はエチオピア初の民営工業団地で、中国資本による設計・建設・運営が行われている¹²⁾。東方工業団地は、2006年にエチオピアにセメント工場を立ち上げたLu Qiyuan氏が、2007年11月にエチオピア政府が実施した工業団地の競争入札で受注し(10社が応札したとのこと)、投資を行っているものである。土地はオロミア州がリースし、団地の整備・運営は100%民間資金によるファイナンスである¹³⁾。Lu氏の企業集団本部は江蘇省にあり、その関連で蘇州市やその近隣の企業や人材が設計・建設、通訳業務等に携わっている。工業団地の管理事務所では約30人の中国人が働き、他に建設や炊事等に従事する中国人が約200人おり、エチオピア人(清掃、運転手等)を合わせると計1,000人程度が工業団地の工場建設・運営関連で働いているとのこと(工場従業員は除く)。

レンタル工場は11棟が建設済でそれぞれが10,000㎡のオフィス付き標準工場である。軽工業用は2階建て、重工業用は5トンまたは10トンの天井クレーンを設置済みの3階建て仕様で天井が高い。これとは別に土地所有権の売却も行われている。リース期間は99年、土地賃料は平米あたり1ブル/年(プラス管理費)だったが、現在は上昇しているという(12ブル/年くらい)¹⁴⁾。工場団地内に3名が常駐している税関(ドライポート)と保税倉庫があり(現在あいた標準工場を使っている)、ジブチ港から直接搬出入が可能である。現在、Lu氏のセメント工場(2008年入居)、石膏工場(2009年)、再生セメント袋生産工場(2011年)、靴工場(Hua Jian 華堅社、2011年登録、2012年初めから操業)、ピックアップトラック組立て工場(Lifan 力帆社、2012年)の5社が操業している。これに加えて、分譲地に鉄鋼企業(東方鋼鉄)が自前の工場を建設中である。なかでもHua Jian社は、メレス首相が2011年6月に北京を訪問した際に同社にエチオピア投資を招請し3日で即決、9月に社長がエチオピア訪問、11月に企業登録、2012年1月1日から工場稼働という、異例のスピードで投資が実現した点で注目される。なお工場稼働までの準備期間中に40人のエチオピア人従業員が中国で研修をうけている。現在、従業員数は1000人、100%がOEMで米国に輸出されている(欧州市場はまだ)。

東方工業団地の販売担当者によると、企業誘致マーケティング以外に現在直面している最大の問題は、東方工業団地がオロミア州から使用権を借りている土地の権利書を入居企業に再譲渡

¹¹⁾ Rural Financial Intermediation Programme (RUFIP)と呼ばれる、農村世帯へのマイクロファイナンス・プログラム。

¹²⁾ 東方工業団地(中国語で東方工業園)の出資元は、江蘇省張家港市を拠点とする民間の金属関連グループ企業 Jiangsu Qiyuan Group(江蘇其元集団)である。

¹³⁾ Lu氏が最初に建設したセメント工場(工業団地の外)は中国アフリカ開発基金から金融支援をうけているが、工業団地については中国政府の公的支援はうけていないとのこと。

¹⁴⁾ 1ドル=18.5ブルで計算すると、1万平米の土地(標準工場と同じ大きさ)を借りたとすれば賃料は年あたり540ドル、12倍に上昇したとしても6500ドルであるから、高いとはいえない(土地賃料はオロミア州が課する金額と同額を企業に課しているのかもしれない)。建設中の他の工業団地では5ブル/年/平米という。

できないことである。土地所有権の権利書を担保に使う企業もあり、これが企業誘致において深刻な障害になっているとのこと。これはごく初歩的な条件の欠如であり、他国では考えられない。工業団地を推進するといいつながら一方で法律がそれを阻止しているといえよう。今回、首相や工業省から、民営工業団地が必ずしも政府の期待どおりの成果をあげておらず、今後は国営で工業団地を運営する方針に転換したとの説明があったが、企業誘致が遅れている背景には、土地所有権に関するエチオピア側の基礎的な法制度上の不備がある可能性がある。

<エチオピアン・スチール社>

エチオピアン・スチール社(工場が多数立地する Akaki に隣接、1996 年設立)は、東・中・南部アフリカ 11 か国で 13 社が業務展開しているインド系鉄鋼企業グループ、Safal Group(事実上の本部はケニア)の系列会社の一つで、グループ全体としてカイゼンに取り組んでいる一環として当社も JICA のカイゼン支援が始まる前にカイゼンに取り組んだことがある¹⁵。めっき・塗装設備を備え、鋼板から建設用の波状タンク板、形状鋼、雨どい、ドア枠、人工屋根タイル、サンドイッチパネルなどを生産する。同グループの取組みは海外展開するインド系企業によるカイゼン普及の例として興味深い。加えて注目すべきは、同社がエチオピアの投資環境について積極的に意見具申している点であり、2012 年 10 月 24 日の官民対話フォーラムの際に参加したハイレマリアム新首相宛に書簡を提出している。その具申書には、外貨不足、ロジスティクス(通関手続き、運送に関する規制等)、インフラ(電力供給の不安定、通信サービスの質と価格等)においてエチオピアは他のアフリカ諸国に比べて改善すべき課題が多く、民間企業の競争力に深刻な影響を与えていることが指摘されている。

<日本の経済発展に関する講義>

公務員大学のハイレミカエル・アベラ学長の要請により、大野健一は同大学のエチオピア人院生や外国人教官等を対象に、日本の経済発展に関する講義を行った。これは、前回のエチオピア訪問の際に、財務経済開発省のシデ国务大臣からの要請で行ったセミナーに参加していたハイレミカエル学長からの招待講演である。

公務員大学は中央・地方の行政官を対象とする高等教育機関として 1995 年に設立され、学部と大学院レベルの教育プログラム、短期研修、研究等を行っている。オープニングでは、ハイレミカエル学長に続き、斉藤課長から JICA とエチオピアの産業開発協力を俯瞰するスピーチがあり、続いて大野健一が講義を行った。前回と同様、外的刺激への対応・消化を繰り返した長い歴史を通じて日本の官民能力が鍛えられたことを述べ、明治期と戦後高度成長期に焦点を絞って官民の高い能力の具体例を提示した。聴衆の大半がエチオピアの国造りを担う若い行政官であったことから、経済発展においては政府の政策能力と民間セクターのダイナミズムの両方が不可欠であるが、特に民間セクターが脆弱な段階では政府が果たす役割が重要であること、開発には政策技術の習得に加えマインドセットの変革が鍵であり、そのためには官主導による国民運動が有用な場合があることを強調した。大教室が満員となる約 250 名の聴衆が集まり、質疑応答では、日本

¹⁵ Safal Group は、事実上の本部があるケニアを中心に、在モーリシャスのカイゼン・インスティテュートのコンサルティングを毎年受け、グループ全体としてカイゼンに取り組んでいる。エチオピアン・スチール社も数年前に 1 度、指導を受けているが、その際、言語が障壁になった模様である。今回の JICA チームの訪問をうけて、エチオピア人による指導という観点から、同社より EKI の活動に期待が寄せられた。

が経済発展を遂げた時代と大きく異なる 21 世紀において政府が果たすべき役割は何か、企業家精神を涵養するにはどうすればよいか、どのようにすればマインドセット変革ができるか、等、活発な意見交換が行われた。講義後に同大学の Center of Policy Studies の教官グループより、GRIPS との連携可能性について後日、文書で打診したいとの意向が伝えられた。

<カイゼン>

2011 年 11 月から 3 年間の予定で JICA のカイゼンプロジェクト第 2 フェーズが進行中であるが、1 年余が過ぎた現在、新設された EKI はテクニカルスタッフ 65 名(総職員数は 80 名を超える)を擁する組織に発展し、EKI スタッフの研修、および平行して製造業大中企業と TVET システムを通じた零細小企業へのカイゼン普及はほぼ順調に進んでいる。インパクト・サーベイも EDRI との契約で実施中である。また、広報セミナーが開催され(昨年 11 月の第 1 回セミナーには工業省のタデッセ国务大臣が参加)、政府以外の刊行物にもカイゼンが取り上げられるなど、エチオピア国内でカイゼンの関心は高まっている。また、アジスアベバ大学や公務員大学を含め、カイゼン・アプローチを大学運営に導入しようとする動きも見られる。なお、来る 3 月の第 5 回アフリカ開発会議(TICAD V)閣僚級準備会合がアジスアベバで開催される際に、JICA は本会議場にカイゼン展示パネルを設けるほか、サイドイベントとして、他のカイゼン実施国も招聘し 3 月 15 日にアフリカ・カイゼンセミナーを計画している。

<チャンピオン商品>

第 2 フェーズの産業政策対話の最初の 2 回は「輸出振興」に焦点をあてたが、その際、(財)国際貿易投資研究所の湯澤専務理事が提唱した、エチオピアの文化や歴史背景を反映するユニーク(only one)かつ高品質(high end)な「チャンピオン商品」を発掘し海外のプレミアム市場に売り込むというアプローチに対し、エチオピア側から強い関心が示された。JICA は第 2 回政策対話の時期にあわせて「チャンピオン商品セミナー」を工業省やアジスアベバ商工会議所と共催、このアプローチの考え方やエチオピア産品の可能性等についてエチオピア官民で議論する機会を作った。その後、2012 年 12 月に湯澤専務理事と渡辺氏が実施したフォローアップ調査時に、工業省で官民合同ワークショップが開催され、チャンピオン商品アプローチの具体化を推進するタスクフォースが結成された。来る 6 月初の TICAD V では本会合会場横の JETRO 展示会にエチオピア・ブースが設けられる予定であり、この機会を活用してチャンピオン商品候補となる商品群を選別・展示できるよう、タスクフォースにおいて具体的な行動計画を作成していくことが望ましい。

7. 今後の方向性

<実践的政策学習としての TICAD V 関連活動>

第 2 フェーズの政策対話の特徴として、日本側からの発表(総論、JICA のアフリカでの支援事例、等)に加え、マレーシア等の第三国の専門家をリソースパーソンとして招聘し、政策実施の「How」について発展段階が近い国の経験や事例を紹介したり、(第 1、2 回でとりあげた)チャンピオン商品について政策対話後もその具体化にむけてエチオピア官民との協議やセミナーを開催するなど、実践的志向(action-oriented)が強くなっている点があげられる。こうした取組みはエチオピア側からも評価されており、GTP 実施を支援するにふさわしい日本の知的支援と思われる。第 2 フェーズ

の政策対話の頻度は第 1 フェーズより少ないが(年 4 回→2 回)、実践的プロセスを織り込むことで政策インパクトを高めることに貢献できよう。

来る 6 月 1 日～3 日の横浜での TICAD V 開催に向けて、今後、3 月の TICAD V 閣僚級準備会合(於アジスアベバ)や本番でのセミナーなどの様々なイベントがアフリカや日本で予定されている。これらの機会を最大限に活用し、チャンピオン商品の発掘・輸出促進および今回のテーマである戦略的な投資誘致についてのエチオピア官民の実践的政策学習のプロセスとすべきである。とりわけ 6 月の TICAD V では JETRO の展示ブースにエチオピアのチャンピオン商品を紹介予定であり、準備過程そのものが日本市場ターゲットのための実践的学習になろう。さらに、在日エチオピア大使館が 6 月 3 日に JETRO 施設でエチオピア投資セミナーを開催する予定であるが、その際には一般的な国情の紹介をするのではなく、例えば、高級皮革や花卉といったエチオピアが強みをもつ分野に真剣な関心をもつ企業——場合によっては地方の中小企業群——をターゲットして、案内先や発表内容を周到に準備することが望ましい¹⁶。エチオピア工業省の皮革産業開発機構(LIDI)所長もこの機会に訪日する可能性を検討中とのことで、今後、必要に応じて、日本側から在日エチオピア大使に対して助言を行うことも検討すべきと思われる。

<次回 HLF の方向性>

以上をふまえ、本年 8 月頃に開催予定の次回 HLF では、今回の「投資促進」をめぐる議論を深め、「直接投資を通じた技術移転(FDI-based technology transfer)」を取り上げることを提案したい。グローバル化時代に対外開放と FDI 誘致に積極的に取り組みながら、輸入や外資に負けないローカル企業をどう育てていくかはエチオピアひいては全後発国にとっての重要政策課題であり、故メレス首相はとりわけ強い関心を示していた。この問題については今回の訪問でもヌワイ首相経済顧問から言及があったほか、HLF の質疑応答でも、地場企業の能力強化、および FDI を通じた技術移転を確保する方法に議論が及んだ。これはまた、ハイレマリアム首相が構想している「国内民間部門転換庁」の問題意識にも重なる点があると思われる。

次回 HLF での報告内容については引き続き検討する必要があるが、構成としては今回と同様に、①エチオピア政府(例えば、工業省傘下の LIDI または繊維産業開発機構(TIDI))による、地場企業の能力強化や技術移転促進のための取組み、②日本側による東アジア経験のレビュー(地場企業の能力強化、アンカー企業と裾野産業政策、等)、③マレーシア等の第三国の投資促進機関の実務者からの報告、④日本側から JICA によるアジアの経験をふまえたアフリカ協力の例の紹介、を検討すべきと考える。特に、第三国の実務者招聘のソースについては、マレーシアに引き続き注目したい。第 2・3 回の HLF に参加したマレーシア専門家(MATRADE、MIDA)は、高いプレゼン能力に加え、エチオピアが直面する課題について自国の具体例を引きながら政策の「How」を知識共有するという点できわめて効果的で、エチオピア側からも高い評価を得た。マコネン工業大臣が HLF のクロージングで繰り返した MIDA との関係構築への強い希望もふまえ、MIDA の関連部署の専門家を招聘することは検討に値しよう¹⁷。加えて、マレーシアはエチオピアと同じ連邦制

¹⁶ 香川県の皮革製造企業は、エチオピアの皮革について関心をもって情報収集しているとのことで、エチオピア側は日本の大企業・商社ばかりではなく、こうした地方の中小企業群をターゲットした誘致活動を検討すべきであろう。なお、別途、JICA アフリカ部のイニシアティブで地方の中小企業 10 社が昨年秋にセネガルとエチオピアを視察する機会を作っている。

¹⁷ 今回の HLF で発表した MIDA のシバスリヤムルティ氏によれば、同組織内の Handholding Programme を担当する部署(地方レベルと連携して FDI の実施促進)、あるいは新設された Human Capital Division(ハイテク分野の

を採用しており、中央政府と地方との関係についても参考になると思われる。

エチオピア工業省およびその傘下のエチオピア投資庁と MIDA との関係構築については、基本的には工業省のイニシアティブを進めるべきものであるが、適切であれば、産業政策対話に関連する JICA 調査の一環として GRIPS チームが実施予定のアジア産業政策調査の訪問先としてマレーシアを選択し、エチオピア工業省の幹部と共同で同国を訪問し、MIDA を含む関係機関と意見交換・協議を行うことも一案と考えられる。

以上

別添： 日程・面談先

FDI 企業と、ローカル人材のマッチング・能力強化を推進)の専門家を招聘することは検討に値するとのことだった。

日程・面談先 (GRIPS チームのみ)

- 1月13日(日) JICA 本部チームとともにアジスアベバ着
JICA エチオピア事務所と打合わせ(大田所長、中川次長、及川企画調査員)
- 1月14日(月) MOI にてマコネン大臣と意見交換(ゲタフン EKI 所長とアドバイザーのアーメド氏が同席)、DBE のタデッセ融資サービス担当副総裁と面談、EIA のアクリル研究担当局長、テワドロス法務局長と面談、在エチオピア日本大使館にて岸野大使と準備会議(大久保公使参事官、小森書記官ほか)。大使公邸でエチオピア側関係者を招いて岸野大使主催夕食会(ヌワイ首相経済顧問、ケベデ外務省ビジネス外交局長代理、外務省アジス北東アジア局長、ゲタフン EKI 所長、ウオンドゥ LIDI 所長、等)。
- 1月15日(火) 農業省にてウオンディラド国務大臣と面談(山村 JICA 専門家、木村 JICA 所員も同席)、首相官邸にてヌワイ首相経済顧問と意見交換、EKI 施設視察(ゲタフン EKI 所長、江熊 JICA プロジェクト業務調整員)、首相官邸にてハイレマリアム首相と会見(アヤナ首相顧問、外務省幹部も同席)。
- 1月16日(水) アジスアベバのシェラトンホテルにて、EDRI・JICA 共催による第2フェーズ産業政策対話/第3回ハイレベルフォーラム。ヌワイ首相経済顧問が議事、マコネン MOI 大臣、岸野大使、齊藤 JICA 産業開発・公共政策部産業貿易課長がオープニング。報告はエチオピア側から工業省アドバイザーのアーメド氏(エチオピアにおける FDI の現状)、GRIPS の大野健一(戦略的投資誘致、東アジアの経験から)、MIDA のシバスリヤムルティ戦略企画局長(マレーシアの FDI 誘致の経験)、JICA 本間国際協力専門員(JICA の投資促進支援の経験にもとづく実務的な示唆)。
IFC 代表のアダモウ氏との面談、IMF 代表のマイケルセン氏との面談(JICA チームの一部は、エチオピアン・スチール社を訪問)。
- 1月17日(木) 中国系の民営工業団地、東方工業区を訪問(販売マネージャーのゴン女史、通訳のティファニー氏等)。
公務員大学にて日本の経済発展の経験の講義。ハイレミカエル学長と JICA 齊藤課長によるオープニング、GRIPS の大野健一による発表と質疑応答(参加者は、公務員大学の教官(外国人を含む)と学生、約 250 名)。
- 1月18日(金) 大使館にて岸野大使および JICA 関係者と今後の進め方について意見交換。引き続き JICA チームとラップアップ会合。

アジスアベバ発、ドバイ経由で帰国(翌日到着)